

令和6年度 第1回（第324次） 長野県環境審議会 温泉審査部会

議 事 録

- 日 時 令和6年 6月 11日（火） 午後3時から
- 場 所 長野県庁議会棟 403号会議室
- 出席委員 窪田 委員、小林 委員、清水 委員、斎藤 委員、榊原 委員、高橋 委員
- 事務局 薬事管理課 有澤 課長 ほか

1 開会

2 議案審議

温泉法に基づく許可について

議案第1号 土地掘削許可について

議案第2号 土地掘削許可について



事務局	<p>17 ページは、申請箇所の位置図です。3 km 以内に、青字で 2 か所の源泉が記されています。</p> <p>18 ページはより詳細な図面の案内図です。</p> <p>19 ページから 24 ページは申請地の公図です。24 ページは、申請地点から不動点までの距離が示されています。</p> <p>25 ページから 28 ページは、申請地点と不動点の距離測定中の写真です。</p> <p>29 ページは掘削設備の配置図です。</p> <p>30 ページから 39 ページは掘削時使用機械のカタログ、図面、仕様等です。</p> <p>40 ページは使用する防噴装置 BOP の写真です。</p> <p>41 ページから 46 ページは使用するガス警報器のカタログ、47 ページから 49 ページはガス検知器のカタログです。</p> <p>51 ページは、温泉法施行規則に基づく技術基準に適合することを証する書面です。</p> <p>52 ページからは、掘削時災害防止規程です。</p> <p>62 ページからは、温泉探査業務報告書です。94 ページ「5-2-2 温泉井掘削計画について」に記載のとおり、今回の掘削地選定にあたって、探査の結果、できるだけ多くの亀裂発達部より温泉を確保するため、申請地点において既存源泉より深く掘ることとしています。</p> <p>132 ページにも、選定理由が記載されています。</p> <p>134 ページは、申請地点の現況写真です。現在は駐車場として利用されている土地です。</p> <p>135 ページから 144 ページは、申請地の全部事項証明書です。</p> <p>145 ページは掘削孔断面計画図です。</p> <p>146 ページは坑口装置計画図です。</p> <p>147 ページは温泉掘削理由書です。今回、新たに掘削することとなった経過としては、計画している軽井沢プリンスホテルのイーストコテージの宿泊者向けの施設のために温泉を確保するものです。</p> <p>148 ページは温泉利用計画として必要温泉量の算出根拠が記載されています。</p> <p>149 ページは引湯経路図です。</p> <p>150 ページは、欠格条項に該当しないことの誓約書です。</p>
-----	---

事務局	<p>151 ページからは、温泉掘削工事実施計画書です。159 ページに、近隣源泉影響調査について記載があります。</p> <p>160 ページは他法令による制限等の状況です。</p> <p>161 ページは事前に当課が申請者に確認した事項です。軽井沢町との協議状況や、新規掘削の理由を改めて確認したものになります。</p> <p>町との協議状況について、本日も確認しましたが、今のところ協議中とのことでした。</p> <p>この他本日本配布しました追加資料ですが、事前に委員の皆さまからいただきました質問に対する申請者からの回答とその添付資料になります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
部会長	<p>ただ今の事務局からの説明について、ご意見ご質問はございますか。</p>
A 委員	<p>161 ページの疑義 1 番、軽井沢町との協議について、この温泉部会の審議において、まだ打ち合わせ中との状況は大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>温泉掘削自体には影響はないです。</p>
A 委員	<p>この協議が終わらないと何か進められないということはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
B 委員	<p>確認なんですけど、現状で2つの源泉があってそれで湯量が足りないというのは、どういった状況があったのでしょうか。足りないといいますが、もし温泉の汲む量が既に決められていて、それよりも汲みたいということでしょうか。</p>
事務局	<p>現状では十分ではないという、新しい施設を追加するにはそれでは足りないという状況です。</p>
部会長	<p>このA温泉も掘ったのだけれども、思ってたよりも出なかったというところでもう1本掘りたい、でも同じ深さだと分からないからもっと確保したいということよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
部会長	<p>この可燃性天然ガスのところをあまり見ていなかったんですが、これは天然ガスの噴</p>

	<p>出の危険性があるということですか。追加資料のところですか。</p>
事務局	<p>基準値を超えているところがありますので、掘削の時にも恐れがあるというところで設備等を措置してくださいということです。</p>
部会長	<p>事前に分かっている、それで検知器みたいなものを設置して、安全を確保して実施するということですか。</p>
事務局	<p>そうですね、可燃性天然ガスの恐れがある場合とない場合でどのような設備をするか違って来るので、ある場合ということで実施するということです。</p>
部会長	<p>それも今までのルールに従って報告書を提出して、それに対して必要な施策をしてくださっているという理解でよいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
部会長	<p>ほか、質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p>
A委員	<p>今の意見に関連して、29ページの図で火気使用制限の範囲が結構広めに取られているので大丈夫だと思いますが、もともと駐車場内に掘るとなると駐車場として使えなくなるということですね。代わりの駐車スペースは大丈夫でしょうか。工事中は、立ち入り禁止や安全面の配慮が必要と思われます。</p>
事務局	<p>駐車場をどこに移すかは確認できていませんが、立入禁止等の対策はとられています。</p>
A委員	<p>メタンを資源にする可能性のお話はありますか。</p>
事務局	<p>そういう話は出てはいないですね。</p>
部会長	<p>場所が場所ですから、怖いですよ。駅前ですからね。</p>
C委員	<p>軽井沢駅前のプリンスホテルのアウトレットの近くですよ。ね。 人が多いということなんですけども、おそらく鉄を若干含んでいるような水が出るかなと思っておりまして、これを見ますと、泥水タンクで排水の処理をされると思うんですけども、具体的な廃棄物の処理に関しては特に記載はなかったと思っているんですけど、タンクがあるので適正に処理されると思っているんですけど、人通りの多いところで</p>

	<p>空気に触れて、茶色の水が流れているとなんだらうなという風になってしまってよくないなと思って、近隣住民の方が何やってるのかなというのもあると思うので、特に条件とかそういうことではないんですけども、適正に処理していただけるようにご指導いただけると、なおいいのかなと思います。</p>
A 委員	<p>あとは工事中の立て看板など、誤解を招かないようにお願いします。</p>
事務局	<p>町との協議についてもご質問いただいたんですけども、それで許可ができないということはないですが、その辺はぜひ進めていただきたいというのが、こちらとしても当然あります。</p>
D 委員	<p>工事に入ってから継続して協議してもらおうということですか。</p>
事務局	<p>条件でつけることはできないと思いますが、やはり協議は進めていくこととなります。</p> <p>他法令になりますが、協議中ということでおそらくある程度経てば協議は終了するものと思います。</p>
A 委員	<p>その協議のポイントはどのような点でしょうか、何か長引く理由がありますか。</p>
事務局	<p>まだ住民の方への説明会ができていない状態ですが、それを予定しているということ伺っています。当初は、こちらの許可を待つとの話もありましたが、先にそちらはそちらで進めていただきたいということをお話したところなので、スケジュールを作って実施しているかと思います。</p>
A 委員	<p>D 委員に質問です。既存源泉との距離について、地下で繋がっている辺りは大丈夫そうですか。</p>
D 委員	<p>既存の源泉との距離は 220m で、深さも既存源泉が 1102m で、今回は 1700m 掘るという話ですが、ケーシングプログラムを見ていただくと、これは掘ってからどこにストレーナーを切るかとかそういう話になるかと思いますが、145 ページですが、800m のところで菅尻セメンチングをして、そこから下から温泉を取る予定となっています。菅尻セメンチングしたところから外側が裸孔になっているので、より下の方にストレーナーを設置したとしても上方から下に回ってくる可能性はゼロではないと思います。既存源泉の温泉採取深度と重なる部分もあり、やはり少しは影響が出ると思います。</p> <p>掘っている時も 220m くらいだとどうだかというところですが、泥水が回って既存源泉に濁りが出たり、あとは洗浄中に圧力がかかった時に圧力が伝播して温度や水位に反</p>

	<p>応が出る可能性もあるので、事前質問でモニタリングをした方がいいですよというお話をしています。そしたらすでに機械がついているということでした。ご自身の井戸でも濁りが出てしまうと使うのに支障が出てくると思いますのでモニタリングをしていただいた方がいいと思います。</p> <p>今度、揚湯試験になった時に影響調査はきちんとやっていただいて、あまり近くて相互干渉をしてしまうと、揚湯量が2本で1本分という可能性も出てきてしまいますので、湯量が欲しいというお話でしたけれども、新しい源泉を開発したら、既存源泉が今の量の半分になってしまって、足したら同じ量だったということになってしまったら、当初の目標に達成しなくなってしまいますので、そこはやはり注意が必要だと思います。</p>
部会長	<p>前回はそうでしたけど、それが理由でこれを不許可することはできないですので、だからこれを彼らは理解して多分やっておられるんでしょう。</p>
D委員	<p>ご自身でもう量が減ってしまうと困ることになりますので。</p>
部会長	<p>これは別会社ですともめるかもしれないですが、そういう懸念はないかもしれないですけど。</p>
D委員	<p>ただ2本で、双方で水位を下げることになると、地域の資源を枯渇することになりますので、そこはやはり注意が必要だと思います。</p>
部会長	<p>それでは今の説明では、この申請者が、既存源泉の方にはきっちりセンサーをつけており、モニタリングの体制は整っているから大丈夫そうだという話でよいでしょうか。</p>
D委員	<p>はい。</p> <p>1点ちょっと気になったのが資料に探査の調査結果が入っていますが、既存源泉の地質データがないと書いてあって、事前質問で入手できなかったのですかと聞いてみました。回答はその通りだということでしたが、ご自身のものなのでデータの開示はできたのではないかと考えていまして、それがないからダメとかではないですが、気になったので事前質問で聞かせていただきました。</p>
A委員	<p>事前に質問させていただいた件で、この議案1と議案2が3km以内に入っている場合で、同時申請の場合は特に問題ないということよろしいですか。</p>
事務局	<p>どちらかが先に始まっていれば既存源泉になりますが、同時なのでどちらかに情報を入れることはできず、それぞれを審査するしかない状態です。</p>

A 委員	<p>多分議案 1 の方は議案 2 の方が同意を求めたからご存知なのかと思うんですけど、既存源泉の方がこちらも出すんだと分かってしまったと思うんですけど、議案 2 の方は議案 1 がここに掘るってことは全く今の段階では知らないですね。</p>
事務局	<p>掘削前にお互いに情報を与えることはできないので、たまたま近くにあるので片方は分かるという状況ですね、まだ既存源泉にもなっていないところなので。</p>
D 委員	<p>ちょっと関連する話ですが、例えばどちらかが先に掘り上がってしまって、掘削完了した段階で、そこで既存源泉になるということになるんですか。      となると今度動力申請の時には逆にかかってくる可能性がありますか。</p>
事務局	<p>あります。</p>
D 委員	<p>そうですね、それで同時になった場合っていうのも分からないですけど、完了した時点で既存源泉になるのでその時にはお互いに既存源泉になるということなんですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
A 委員	<p>完了が基準ですか。掘っている途中は法律上既存源泉にはならないのですか。</p>
事務局	<p>許可を出せば公表になるんですけど、まだ申請の段階ですとどちらがどうですか情報を入れることができないので、許可になったらなんらかの対応はできるかと思えます。</p>
D 委員	<p>許可になれば着手してなくても、もう既存源泉として扱うようになるということでしょうか。</p>
事務局	<p>公表することはできます。</p>
D 委員	<p>大体 2 年以内に着工して完了させるというようなことだと思います。</p>
A 委員	<p>そのあたり、E 委員どうですか。</p>
E 委員	<p>前回の時も少し話題になりましたけど、既存源泉の方の同意があるかないかは、許可・不許可の直接の判断事情にはならないものだと思うので、気になるところでは私もあるんですが、この審議会の議論の中ではそれほど直接的な影響はないのかなというのが、</p>



	私の現時点でのイメージというか理解にはなります。以上です。
事務局	温泉法の解釈ですと、既存源泉という考え方にプラスして、今みたいに同時に申請がなされた場合に、全てを許可すると相互に相当の影響を及ぼすと想定される場合には、不許可とすることもできるという考え方もあります。
B委員	<p>これまでの事例で、近くの数百mくらいのところでボーリングコアを掘ったときに、トンネルとか地表に近いところから結構近くで掘ると水位が一気に下がっているという事例があって、温泉の1kmから2kmくらいの範囲内で亀裂が下の1,600mのところまで亀裂が拡張しているために、そこでたくさん温泉が出る解釈があるんですけども、そういった時に亀裂はそこだけではなくて、浅いところまで少なからずつながっていると思います。</p> <p>これまで長野県内で近いところで掘って他方に問題が生じてしまったというような事例はありませんか。</p>
事務局	表面化して把握している事例はありません。
部会長	その懸念を考えても3kmくらいだと、もしかすると、既存源泉に影響を与えるかもしれません。
B委員	そういった事例がないということは、それで許可というわけではないですが、問題ないだろうと思います。
部会長	先ほどD委員の説明からあったとおり、近いからもしかすると、今まで出てた量が減るかもしれないけれど、そこはモニタリングしてもらい、レポートとまではいかないでしょうが、何かあったら報告していただいて、年に1回報告をお願いすることができるのでしょうか。
事務局	現況報告というのは毎年、報告していただいています。
部会長	<p>掘ったらこの動力で実際にどれくらい湯量をあげるかということは次の議論になると思いますが、そのときに掘ってみたら、今まで掘っていたところから全然利用できなくなったとかが報告されるのでしょうかから、またその時に議論しましょうか。今はこれらの情報でこの話を進めていいか、ストップするかということを議論しなくてはいけないということです。</p> <p>他にご意見等ありますか。</p> <p>よろしいですか。それでは本案件は許可答申としてよろしいでしょうか。</p>

それでは第1号議案に関しましては許可ということにしたいと思います。

許 可 答 申



事務局	<p>こちらは申請者が変更になったということで差し替えがありました。</p> <p>続いて 19 ページは、申請地点の地図です。こちらでも差し替えがございまして、差し替え後の方をお使いいただければと思います。</p> <p>20 ページは、申請地点と既存源泉の位置を表した図です。申請地点から半径 3 km の範囲が赤い円で示されています。こちらにつきましても A 温泉の位置が違っていたということがこちらで確認できまして、申請者に確認しましたところ差し替えの書類が出てまいりました。</p> <p>21 ページからは、設備の配置図及び主要な設備の構造図です。</p> <p>22 ページは、掘削装置の主要な設備の構造・能力です。</p> <p>23 ページは機器配置図です。申請地点から不動点までの距離もこちらに記載してあります。</p> <p>25 ページはボーリング用櫓の仕様です。</p> <p>26 ページはコアボーリングマシンの仕様です。</p> <p>27 ページからはマッドポンプのカタログです。</p> <p>31 ページは防噴装置の仕様です。</p> <p>33 ページは、掘削方法が温泉法施行規則に基づく技術基準に適合することを証する書面です。</p> <p>35 ページから 45 ページまでは、掘削時災害防止規程です。</p> <p>47 ページは掘削地点の選定理由書です。温泉探査業務報告書が 48 ページから添付されています。</p> <p>報告書中の 76 から 79 ページに調査結果のまとめが記載されており、掘削地点は 77 ページの図の赤色で示す事業敷地範囲内の西側で、施工性や施工後のメンテナンス性を考慮した地点を選定したとのことでした。</p> <p>また、78 ページに、想定される泉温や湧出量が記載されています。</p> <p>さらに、79 ページに既存源泉への影響について記載されています。</p> <p>80 ページからは利用計画書です。</p> <p>81 ページは別荘地全体の計画図です。赤枠が、温泉配湯対象区画で、計 24 棟の予定です。うち 1 棟が寄宿舍です。</p> <p>83 ページからが 23 棟個々の別荘の詳細な間取り図です。</p> <p>84 ページにあるとおり、1 棟の浴槽の容量は 1.78 m<sup>3</sup>を予定しています。利用形態は、一般家庭風呂のように給湯器を各戸ごと設けて加温して使用します。</p> <p>85 ページは寄宿舍型別荘の間取りイメージです。</p> <p>86 ページのとおり寄宿舍型別荘は共同浴場となりますが、浴槽の容量は 1.73 m<sup>3</sup>を予</p>
-----	---

事務局	<p>定されています。</p> <p>88 ページは掘削孔仕上げ断面計画図です。</p> <p>90 ページから 91 ページは、温泉法第 3 条第 2 項に規定する権利を有することを証する書面として、申請地の全部事項証明書です。</p> <p>93 ページは申請地の公図です。</p> <p>95 ページは欠格事項に該当しないことの誓約書です。</p> <p>97 ページには掘削に関する同意については折衝中である旨の記載があります。</p> <p>99 ページからは、影響がないことを示すための調査報告書です。地質的な面から検討を行い、104 ページに、今回の温泉掘削が近隣源泉に影響するとは考えにくい旨記載されています。</p> <p>105 ページは各種許認可の状況です。</p> <p>軽井沢町に対しては現在協議中とのことです。</p> <p>106 ページについては当課が確認した事項に対する回答及び追加資料です。107 ページに詳細な温泉利用計画書として温泉必要量の算定根拠が記載されています。</p> <p>その他、本日配布しました追加・差し替え資料として委員の皆様から事前にいただいた質問に対する回答、また県からの照会に対する追加回答がありましたので添付させていただきました。</p> <p>また、先ほども申し上げましたが、昨日、申請者の代表取締役の退任に伴う申請者の変更の申し出がございまして、諸々の資料を変更させていただきましたので、併せて添付してございます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、続きまして第 2 号議案に関して、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
A 委員	<p>103 ページ上図 3 も、A 温泉の位置が違うため差し替えだと思えます。</p>
事務局	<p>はい。書類は届いておりませんが、こちらの書類もおかしくないですかということで確認しましたら、こちら間違っておりますとのことでした。</p>
A 委員	<p>あと 47 ページの「調査結果のまとめを 27 から 30 ページに記載しています」と書いてありますが、27 から 30 ページを見るとマッドポンプの図になっています。</p>

事務局	<p>これページが色々になっていて申し訳ないですが、右肩に報告書のページが付いている部分があって、76のところは27ページに対応しています。</p>
A委員	<p>下のページ番号ではない番号ということですね。 下の真ん中と右側に番号が付いており、下の番号だと何ページでしょうか。</p>
事務局	<p>76ページです。混在していて申し訳ありません。</p>
部会長	<p>A温泉の場所が違うというのは、1号議案の申請者が公表している資料が何か違っていたのを、2号議案の人はそれを見て作ったのか、どういう経緯なんですか。我々はこの1号議案と2号議案と両方見て、1号議案は絶対申請者のデータだと分かるんですけど、彼らが公表しているのを2号議案の申請者が参考にしたのかどうか。深さも違うように見えました。</p>
事務局	<p>場所が違うことにつきましてはこちらでおかしくないですかということで、申請者に投げかけました。</p>
部会長	<p>2号議案さんの方に投げかけたということですか。 1号議案の申請者が公表している資料自体が間違っていることがありますか。2号議案の申請者は何かを参考にしてこの資料を作られるんですか。</p>
事務局	<p>位置図については所管している保健所で場所を確認できますので、実際の場所と相違しているのはどちらかということが確認できます。 1号議案の申請者の方で公表しているというよりも、近隣源泉がどこにあるかは新規に掘削する場合に保健所で確認ができます。 この申請書は、地図に落とし込むときに申請者さんの方で間違えたということです。</p>
部会長	<p>分かりました。</p>
B委員	<p>B温泉が閉まっているということは、これは、湯量が足りなくなっているからなのか、ただ単純に廃業したのかの確認は取れているのでしょうか。 もし、温泉の量が少なくなってきたから、稼働していないとなると温泉資源の枯渇にも繋がってしまうのかなと思います。</p>
事務局	<p>他源泉の状況ということですよ、休止中というあたり。</p>

B 委員	休止中の理由は分かった方がいいと思います。
部会長	また、B 温泉は下流になるんですか。
A 委員	この地域の地上の川の上流・下流と、地下の水脈の上流・下流は、同じですか。
B 委員	違うと思います。特に地下深度だと亀裂でかなり影響してしまうので、1 km から 2 km という話になると、あんまり関係ないと思います。
部会長	追加資料のところではB温泉所有者のコメントが出ています、同意はしないと。利用の有無を聞いていませんが、B温泉所有者は、多分、温泉を持っているということでしょうか。
事務局	そうです。B温泉所有者は、2つ、源泉を持っていて、そのうち1つは利用をしているようです。
部会長	1つは使っているのですか。
事務局	そうです。
B 委員	地形と地下が繋がっていることについて、例えばとある他の温泉とかだと、温泉の起源が基本的に降水なので、それが地下に浸透してきて、ここで温められて出てくる、そういった場合には地形というものもあります。 今回のこれは降水起源のようなものかわかりませんが、火山系か、化石海水だと思うので、そこまで地形的に下流や上流というのは、今回の場合はそこまで大きく影響はないのかなと思います。
A 委員	B温泉とC温泉の泉質は違いますね。各々が違う温泉水脈で、深度も大分異なりますね。
部会長	少し別ですが、20 ページのところだと、その2本について、B温泉 600m、C温泉 170mと書いてあります。また、A温泉は 1,700m と書いてあります。20 ページの値を何から持ってきたのかと疑問に思いました。 あと、位置も違ったので、それも気になりました。
D 委員	私も気になって、事前に質問させてもらったのですけれども、こちらの1ページを作っているのが県で把握している深度なので完了後の深度で、20 ページとかに出ているも

	<p>のというのは、おそらく申請者関係の皆さんが調べた深度なので、掘削申請の議事録等を見て、1,700m 出ていれば 1,700m だろうということで拾っている可能性があると思います。</p> <p>同意書を求める 3 km 以内の源泉を保健所に確認に行ったときに、県の方で聞かれれば回答はするという話でしたよね。</p> <p>そこでどこまでの情報が開示されるのかというのが気になるところで、深度とかの情報も問い合わせがあれば開示しているのかどうかですね。</p> <p>記録がバラバラになっているのは調べた元データの違いということで、回答をいただいていた。</p>
事務局	<p>追加・差し替え資料の 1 について、各ページの資料の記載値が異なっているというところでお聞きしています。</p> <p>深度の開示は可能です。</p>
D 委員	<p>申請者が保健所窓口に行って開示を求めればその辺の情報はわかるということですか。</p> <p>温度とか量はどうなんですか。</p>
事務局	<p>開示できます。</p>
部会長	<p>本質的ではないかもしれませんが、67 ページの値が違うと思いました。</p> <p>だからこれは結局なんの資料を見てるかで、湧出量、泉温、掘削深度は大分違ってるみたいですから、それをもってしてどうかということはないでしょうけど、多分最新のデータに基づくのですよね。</p> <p>保健所に問い合わせた最新のデータに基づいたからといって大局的には変わらないでしょうけれども、もう一回検討して作成してもらった方がいいかもしれませんね。</p>
A 委員	<p>これを受理する時に、一旦確認されますね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
A 委員	<p>あまりにも差し替え資料が多くて、現状でも間違っている部分があるというのは、審議以前の問題という気はしております。</p> <p>今回初めて申請される会社でしょうか。</p>
事務局	<p>会社としては、初めてです。</p>



D 委員	<p>探査をしている会社さんと、意見書を出している会社さんと、みんなバラバラなんですよね。申請されている方と、3者交えているのでそれぞれがそれぞれ違う数字を拾っている可能性があると思います。</p>
A 委員	<p>我々が出された書類が正しいと思って審査する立場ですので、もともと間違っていると…というところはありません。</p>
部会長	<p>いろいろな業者さんをお願いしているんですが、お願いした年月も少しずつずれているのかもしれないですし、彼らが参照しているデータも少しずつずれているのかもしれないです。</p> <p>E 委員、その辺はそういうのを指摘してもう一回書類を作り直してくださいというようなことはした方がいいのでしょうか。</p>
E 委員	<p>私はそれぞれの資料の数値までちゃんと見ていなかったの、気づいていなかったんですけども、数字の重要性によるのかなとは思いますが。</p> <p>違うところがあるからといって、このままでは進められませんという、形式的にそういう話にはならないのかなと思いますので、やはり枯渇の可能性ですとか、公益上の影響の有無を判断する上で、重要な部分について齟齬があって、そのままでは判断が難しいということであれば当然整えた上で改めて審議します、ということになるのではないかと思います。以上です。</p>
部会長	<p>分かりました。その数値の重要性によるのではないかというご意見だと思います。</p> <p>多少の数字の差があると思いますが、これについて 76 ページで、色々なデータに基づいてこの場所で、これぐらいの深さで、この地温勾配でやりたいって話です。数字が少し変わったからといって、報告は変わらないという感じでしょうか。</p> <p>差し戻すというのであれば、もう一回書類作り直してきなさいということまで強行になるか。最新のデータに基づいてやってください、というコメントで大丈夫ですか。</p>
A 委員	<p>79 ページの最後のまとめで、表 6-1-1 で、A 温泉の泉温と溶存物質質量について不明・不明と記載されています。</p> <p>元データが不明のまま影響がない証明のため外部評価を実施されている点について、3 km 離れているため大丈夫とは思いますが、その辺り D 委員はどうお考えでしょうか。</p>
D 委員	<p>こちらは探査を行ったほうの業者さんが書かれているものになるんですか。</p> <p>ご自身の会社のある県の技術ブックの方では影響範囲が 1,000m というのが書かれているところから、1 km 以内ではないかということをもとめられています。</p> <p>本来であれば情報が埋まった方がより説明としては分かりやすいと思いますが、</p>

	<p>入手できなかったということなのかもしれないです。</p> <p>こちら保健所さんに問い合わせをすれば開示はできたということですかね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
A委員	<p>あと100ページのD調査事務所の影響評価も外注先ですが、この根拠として書いてある中身を見ると、多少の数値がなくても結論として影響ないという判断であれば、本筋ではないケアレスミスや調査不足という判断で大丈夫かどうか。</p>
D委員	<p>こちらの資料は実際にそこで掘っているわけではないので、3km以上離れているところで同じ業者さんが掘られた別の源泉の揚湯試験の結果を基に、土木とか地下水の方で用いられる透水係数を使って影響範囲を出すという手法でやられています。</p> <p>だからその掘削地点の場所ではなくて、少し離れたところの結果をもとに同じような地層だろうという前提に出されているものだと思います。実際は掘って揚湯試験をやったというところが大きいと思います。</p> <p>同意を3km求められていて得られなかった場合は理由書と科学的根拠を示す資料の添付ということになっているんですけども、毎回同意が得られなかった場合というのは資料としては何かしら上がってきているという理解でよろしいですか。</p> <p>理由書だけではなくて、プラスこういう何か調べた調査結果が上がってきているのですか。</p> <p>内容としては過去の影響調査の結果だとか、このように揚湯試験の結果から出した影響とかそういった資料になるということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
部会長	<p>前回は、穴を掘った後でどれだけ上げるかという話でしたけれども、ダイアグラムというんですか、源が違うという資料を見たような記憶があります。</p>
D委員	<p>今回は掘る前なので、こういう資料が出せるものの限界に近いとは思いますが。</p>
部会長	<p>そうですね、掘ってみないと分かりません。</p> <p>近隣に既存源泉があって、その調査結果みたいなものがあれば良いのですが、今回のところはかなり既存の源泉からは少し離れていて、今まで掘られたことがないかどうかは分かりませんが、温泉として使われているようなものはこの近くにはないというところで掘りたいということです。</p>
事務局	<p>どこからも1km以上は離れています。</p>

<p>部会長</p>	<p>そういうふうに周りの既存源泉に影響があるのかなしやみたいな話が進んでいます が、それはもちろん大事だと思いますが、それを少し置いておいて、ここで掘削する ということに関して、やり方なり、例えば方策なりルール違反があるかないかという観点 に関しては、皆さん何かご意見がありますか。</p> <p>この場所は山林とありますけれども、周りはゴルフ場とかあるんですか。</p> <p>先ほどの1号議案もそうでしたけど、可燃性ガスの影響があるんですか。</p> <p>そういった周囲に対する、ここを掘っていますというようなことやゴルフ場が近く あるとか、どちらを見たらいいですか。</p>
<p>B委員</p>	<p>77ページに地図があります。</p>
<p>部会長</p>	<p>少し広いですね。</p>
<p>C委員</p>	<p>20ページ見ると、下がゴルフ場ですよ。</p>
<p>部会長</p>	<p>この18号の脇で、この道路の脇の方が工事車両とか通りやすいからこの地区なん でしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>23ページに機器の配置図がありますが、道路からも近いですね。</p>
<p>部会長</p>	<p>先ほど1号議案でも委員の方からコメントがありましたが、可燃性ガス、それから掘 削したときに出る残土とかそういったものの処理のようなものはタンクもあり問題な いでしょうか。</p>
<p>C委員</p>	<p>産業廃棄物は場外で処分するという計画になっているようですので、その辺は考えら れていると思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>既存源泉の影響を置いておけば一応問題なさそうですか。</p>
<p>D委員</p>	<p>BOP に関しても最初4MPa ぐらいのものを付けるという申請でした、少し深いため、 最近深い井戸だと少し大きめのBOP をつけるということがあるのでと質問させてもら ったら、10MPa のBOP をつけますと回答いただいていたので、安全対策の方も向上した と思っています。</p>
<p>部会長</p>	<p>掘削そのものに関してはよさそうですね。</p> <p>それから戻りますけれども、既存の源泉です。あるいは、軽井沢町さんとの折衝とか、</p>

	<p>そうした協議がまだ継続しているといったことですか。</p> <p>それが原因で許可しないというわけではないということになります。</p>
D 委員	<p>さっきの写真でいうと追加資料の 93 ページに写真がついています。</p>
部会長	<p>林の中です。</p>
A 委員	<p>この掘削地点と建屋のパイプラインのルート的位置関係が分からないのですが、宿舎やお風呂の場所はどこにあるか、両方を合わせた図がないですね。</p>
D 委員	<p>これは木を伐採して掘るのですか。</p>
事務局	<p>木がたくさん生えている場所なので、残すものはあると思うんですけど伐採しないと建てられないです。</p>
A 委員	<p>木を伐採する上で、保安林とか国立公園内などの地種区分は問題ないでしょうか。</p>
事務局	<p>森林法の該当はありません。</p>
C 委員	<p>19 ページと併せると大体この辺で掘削するということですね。</p>
A 委員	<p>そうすると先ほどの可燃性ガスの話だと、結構近いということですか。</p>
C 委員	<p>この辺の建屋はまだないですね。</p>
部会長	<p>19 ページと 81 ページを併せて見ると、ちょうど 18 号に対してこのようになっていると思います。</p> <p>この 81 ページはあくまでイメージですから、まだ全く何もないのです。</p>
A 委員	<p>温泉が出るまで掘り続けて、出たら建設するのですね。</p>
部会長	<p>いかがでしょうか。2 号議案に関しまして、ルール的には、多分問題なさそうですねけれども、よろしいですか。前半に主だったのは、既存源泉の話だと思うのですが、掘ってみないと分からないのですが、それが原因で我々の方から掘ってはいけないとは言えないということでしょうか。</p> <p>あとは申請者も議論といいますか、周りの人たちと、同意について折衝をされてるということですか。</p>

A 委員	まだ同意は得られていないでしょうか。
部会長	資料を見ると、B 温泉所有者は、同意はできないということですか。
事務局	はい。
部会長	E 温泉所有者も同じなんですかね。
事務局	そうです。
部会長	軽井沢町の方は、時間の問題ですか。
事務局	町は今、協議中ということですか。
A 委員	この町との協議中の理由は、先ほどの 1 号議案と同じでしょうか。
事務局	こちらは、今日ここに追加資料がついているんですけど、書類の代表取締役が変更になったとか、書類が整ってないということです。それで時間が押しています。
D 委員	同意書の 2 番のところ、1 号議案の方は、ここで掘るというのはもう分かっているということですか。
事務局	そうです。
部会長	この事前協議と申しますか、その同意書に関して、多分、既存源泉との同意というのが、E 温泉所有者とそれから B 温泉所有者に対して、これはなかなか難しいのかもしれないんですけど、軽井沢町との事前協議というのは、これは要するにここで掘りますよ、というようなことを、町あるいは町会というかが、認識するというか、どういう協議が止まっているというか、何が論点になっているというか。ここで掘りますということを軽井沢町に事前に協議して止まっているわけでしょうか。
事務局	これはこれを見る限りだと、隣接地となった土地の共有者に対して説明をするとか、そういうことが必要な感じです。
部会長	それは軽井沢町で決まっている。 申請者は、事前協議は申し込んでいるわけですから、それを進めてもらうということ

	<p>ですね。</p> <p>そういうことはしてないとかそういうことではないわけですから、それを進めていただいて、ということでしょうか。</p>
A 委員	<p>これまで温泉掘削許可が下りて、町が却下した例はありますか。</p>
事務局	<p>町の条例で掘ってはいけないといった例ですか。</p>
A 委員	<p>町に協議してダメなど言われた例が過去にあるかどうか。</p>
事務局	<p>協議を終了して申請してくることが多いです。</p> <p>今回の申請は2件とも協議中に出てきているというところですよ。</p>
部会長	<p>このまま許可答申していいんですか。</p> <p>この事前協議しているところで、県からは許可されたんですよと、それをお墨付きにされるとどうなのでしょう。今までもそうだったら構いませんが、今まではそうではなくて、この2件が逸脱しているんだとするとどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>全ての申請を全部見たわけではないんですけども、他法令を当然重視してくださいというところがありますが、これをもって許可かどうかという難しいとは思いますが。</p>
部会長	<p>今までそうやってきたのに、逆にこういうのがまかりとおるとなれば、事前協議というのはある程度振りでいいといいますか、事前協議をしておけばそれで許可を出してしまうと、これ県から許可を得ているとなると、こういう協議の時でも業者さんに見るといって県から許可が下りているんですからという言い方をされると気になります。</p> <p>その辺E委員ご専門の立場から何かありますか。</p>
E 委員	<p>私の認識としては、あくまでこの審議会としては、温泉法の規定に基づいて不許可事由に該当するかどうかという判断が最終的には全てというか、不許可事由に当たらない以上は許可答申にせざるを得ないのかなと。</p> <p>妥当性まで判断する権限がこの審議会にはないのではないかとというのが私の認識・理解です。</p> <p>基本的には公益を害する恐れがあると言えるのかとか、そこが言えないのであれば不許可事由があるとまでは言えないわけなので、許可答申という結論を出さざるを得なくてその後のことはこの審議会とは別のところの関係各所が当否の判断を含めて最終的な結論を出すという、そういう認識ではおります。</p>

部会長	<p>分かりました、ありがとうございます。</p> <p>不許可というような強烈強力な大きなミスとかそういう欠点がない限りは、我々としては温泉を維持するとか環境を維持するとかそういった観点でルールに則っていれば許可せざるを得ないといえますか、許可すべきだというのがE委員のご意見ということによろしいですか。</p>
E委員	<p>そうですね、要するにどうしても温泉法の建付けが不許可事由に当たらない限り許可しなければならないというルールの中での判断を求められているので、基本はその枠内での議論をせざるをえないという意見です。</p>
A委員	<p>他地域の例では、この温泉部会に市町村の担当者も傍聴する場合がありますが、町とは特にやりとりはありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
A委員	<p>公に、町との協議が終わってから県に書類を提出することになっていないとすると、これから受理する段階でその点を確認するとよいかもかもしれませんが、特に法律違反していないのであれば強制力はないのですね。</p>
事務局	<p>今までの許可の中でも条件というと本当に強いものになってしまうんですけど、意見ということで許可に付すことはありますので、そういうことは可能です。</p>
A委員	<p>そうすると、付与意見として、町の了解や許認可が終わってから掘削していただくということでしょうか。</p>
D委員	<p>これも、1号議案の方も一緒ですよ。</p>
部会長	<p>それが多分、法律とか条例内で条文に載っていることでしたら、E委員がおっしゃるように、そこで法律、法的に許可になると思います。</p> <p>掘削するところの町と事前に協議して、合意を得た上でなければ申請できないとかそういうわけではないです。</p> <p>ただ今まではそういうふうによくの業者さんがやられてきているということです。これはどうなんですか。</p>
A委員	<p>1度事例ができてしまうと、皆同じようにしてしまう可能性もあります。</p>
部会長	<p>今までの経験とか積み重なりで温泉を掘削する際には、事前に自治体や住民の</p>

	<p>理解を得て進めてくださいみたいなことを長野県として指導してやってこられたという事実はあるわけですね。</p> <p>そういう意味では不許可ということはできないというのがE委員の意見で私もそう思うんですけども、意見とかコメントという形で、是非事前協議を進めてください、それが合意しないと、掘ってはいけませんとそこまでは、言えるのでしょうか。</p> <p>A委員 言えないですね。それは言えない。</p> <p>部会長 言えないですね。ただ事前協議を是非進めて、周辺住民の方との理解を、是非合意を得て進めてくださいという意見をつけて回答するというのはありでしょうか。</p> <p>E委員 E委員いかがでしょうか。</p> <p>おそらく、条例等にもそういう定めないですよな。</p> <p>長野県の場合は条例ですらそういうものがないというふうに以前お聞きしたと思うので、そうするとやっぱり本当に何も法的な根拠がないので、細かい表現の問題ですけど、こうすることが望ましいぐらいにしか言えず、意見とはいえこうしてくださいって言い方はなかなかしづらいというのが私の感覚ではあります。以上です。</p> <p>A委員 条例で掘削に関する記載がなかったとしても、何らかの開発行為をする際は住民説明会の実施や、町の了解を得る必要があるなどの大きな枠組みがあれば、条例にひっかかるといえますが、条例を読んでないので判断つきかねます。</p> <p>部会長 軽井沢町との事前協議、それから、なかなか難しいかもしれないですけど、既存源泉の会社さんとのコミュニケーションといいますか、そういったところもできる範囲で、その辺の文言は少し難しいかもしれないですけど、ぜひ前に進めてほしいというようなことを、ご意見として付けてもらって、許可しますということによろしいでしょうか。</p> <p>A委員 意見には書かなくてもいいかもしれませんが、次、動力装置で出すときには情報を間違えないように書類をきちっと確認してください、と伝えてほしいと思います。</p> <p>部会長 いろんな箇所のページの数字が違うのが気になりました、ということです。できるだけ最新のデータに基づいて、理論なりデータを考えるときにそれを使ってくださいというのを是非お伝えしてください。</p> <p>それで許可ということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは第2号議案に関しましては許可ということにしたいと思います。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">許 可 答 申</div>	



